

ごみ分別マスコットキャラクター 「エコひまちゃん」通信

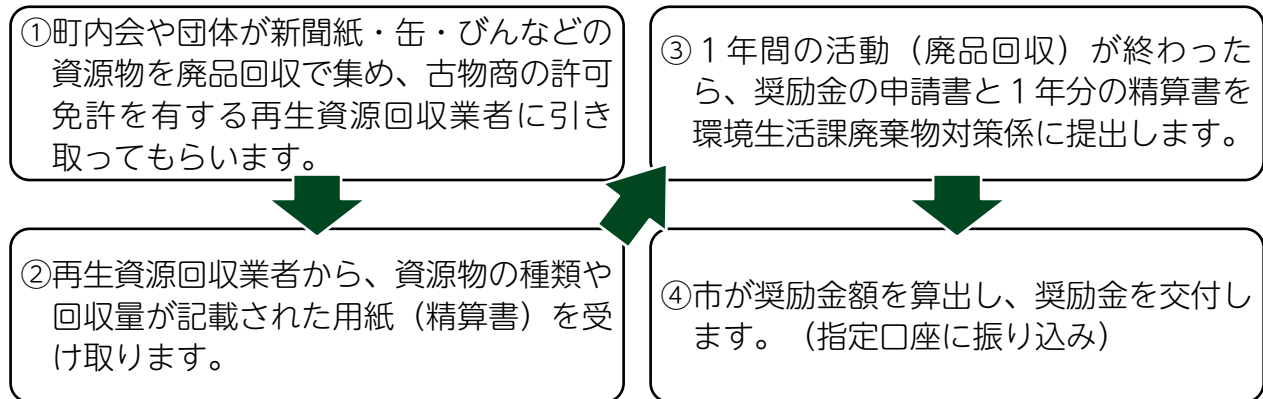


問い合わせ
環境生活課廃棄物対策係(名寄庁舎1階)
☎01654③2111
(内線3121・3123~3125)

廃品回収を行った町内会などに奨励金を交付しています

市では、ごみの減量化や資源の有効利用を目的として、町内会や市民団体(営利を目的としない団体)が廃品回収を実施した場合、奨励金を交付しています。
資源の種類により奨励金単価は異なりますが、回収した資源物の量と廃品回収の実施回数が多いほど、奨励金額が高くなります。

手続きの方法



奨励金額の例

- A町内会、実施回数が2回の場合、奨励金額は実績割として+2,000円となります。
- B町内会、実施回数が10回の場合、奨励金額は実績割として+10,000円となります。

	アルミ缶・スチール缶		びん		実績割	奨励金合計
	回収量 (①)	奨励金額 (①×5円)	回収量 (②)	奨励金額 (②×2円)		
A町内会	1,000kg	(A) 5,000円	1,000kg	(B) 2,000円	(C) 2,000円	(A+B+C) 9,000円
B町内会	5,000kg	(D) 25,000円	5,000kg	(E) 10,000円	(F) 10,000円	(D+E+F) 45,000円

※実施回数が1回の場合、実績割の加算はありません。



▲子ども会による廃品回収のようす

廃品回収は、資源物のリサイクル率の向上につながります。廃品回収を実施していない町内会や団体においても、ぜひ取り組んでいただき、その後は奨励金の交付申請をお願いいたします。

